

秋田市告示第152号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

令和4年5月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者
住所 秋田市卸町三丁目1番2号
名称 セブニーイレブン秋田卸町3丁目店
氏名 佐 藤 明
- 2 売りさばき所の所在地
秋田市卸町三丁目1番2号
- 3 売りさばき所の名称
セブニーイレブン秋田卸町3丁目店